

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成25年12月18日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第51号

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p><b>第6条 略</b> 2～6 略</p> <p>7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（その職務の級が、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の8級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8 55歳に達した職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の前項の規定の適用については、同項中「<u>4号給（その職務の級が、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の8級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。</u></p> <p>9～12 略</p>	<p>(級別定数、級の決定、初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p><b>第6条 略</b> 2～6 略</p> <p>7 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（その職務の級が、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）第3条第1項第1号の行政職給料表の職務の級の8級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>8 55歳に達した職員（人事委員会規則で定める事由により昇給する職員を除く。）に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後の第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>9～12 略</p>

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。  
(平成25年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)
- 2 平成25年4月1日前に55歳に達した職員に対するこの条例による改正後の佐賀県公立学校職員給与条例第6条第8項の規定の適用については、同項中「当該年齢に達した日後の最初の4月1日」とあるのは、「佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成25年佐賀県条例第51号）の施行の日」とする。